

京田辺市立田辺小学校 いじめ防止基本方針

はじめに【「いじめ問題に対する基本的姿勢」(理念)】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題です。

京田辺市においては、既に京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めた「いじめ問題対応ガイドライン」で示されてきたとおり、「言うまでもなく、いじめは重大な人権侵害であり、子どもの心に深い傷として残る深刻な問題です。

「いじめは、どの子どもにも、どの学級、どの学校でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ子どもはいない。」という認識のもと、一人一人を大切にする望ましい集団づくりなどのいじめを許さない学校づくりや、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めるなどのいじめの未然防止に向けた教育活動を進めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握できるよう教職員一人一人の人権意識の高揚を図ることが大切であると考えます。

さらに、当該事案が生じた場合には、迅速かつ適切な対応を行っていくべきことは、今更言うまでもありません。

京田辺市立田辺小学校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、市・学校・地域社会・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服に向け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法第13条の規定に基づき、京田辺市立田辺小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定します。

1 いじめ問題とは何か

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条関係

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ問題に関する基本的認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学級、どの学校にも起こり得る」問題であり、決して許されるものではない。いじめは、いじめられる側の人間としての存在を否定する重大な人権に関わる問題である。

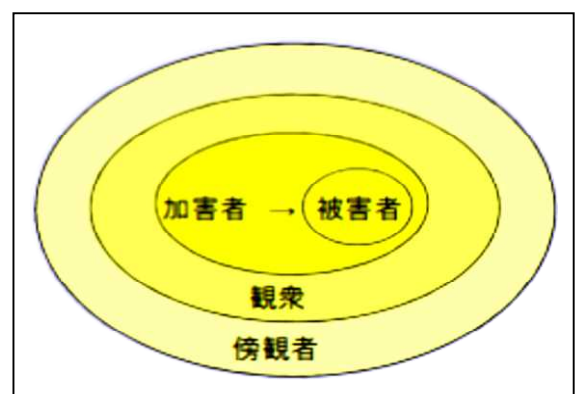
- (1) 弱いものをいじめることは人間として絶対に許されないとの強い認識を持つ。
- (2) いじめられている児童生徒の立場に立った親身な指導を行う。
- (3) いじめの問題は、学校（教師）の指導のあり方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方にも大きな関わりを有している。
- (5) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

(3) いじめの特徴

- (1) いじめの動機が感覚的なものであることが多い。
- (2) いじめることが遊び半分に行われ、加害者に後ろめたさや罪の意識が低い。
- (3) 方法・手段が巧妙で陰湿化し、限度をわきまえず行われることがある。
- (4) 保護者や教師に見えにくく、事態が深刻化することがある。
- (5) 集団で行われ、それを見ている周囲の児童生徒が加勢したり傍観したりするため、いじめられる側は一層孤立化することがある。
- (6) いじめる側に立たなければ、自分がいじめられるという不安感から、いじめる場合がある。
- (7) いじめがインターネットを通じて行われることがある。

(4) いじめの構造

いじめは一見、いじめる者（加害者）といじめられる者（被害者）との対立構造に見えるが、この両者以外にそれをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や黙認している「傍観者」という集団が存在し、四層構造となっている。これは、観衆や傍観者も制止力とならない限り、ますます被害者を孤立化させていくという問題をはらむ構造となっている。また、この構造は固定化されたものではなく、四者の立場が流動することもある。



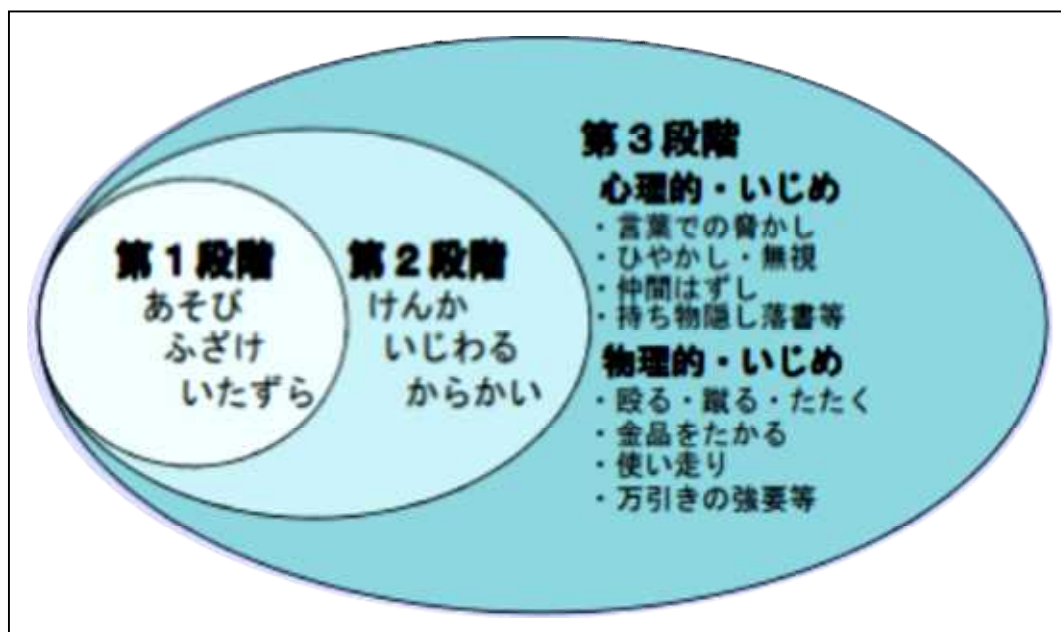
(5) いじめの様態

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる。
- (2) 脅し文句を言われる。
- (3) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (4) インターネットや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (5) 遊ぶふりをして、暴力行為（叩かれたり、殴られたり）をされる。
- (6) 金品をたかられる。
- (7) 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (8) 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 等

(6) いじめの進行

一見仲良く見えているグループ内でもいじめは起こり得る。日ごろから、児童生徒間の関係を充分観察・把握することが重要である。いじめ問題は次のようなプロセスで進行する。

- (1) 初期においては、当初、児童生徒は遊びや生活の中で、相互にふざけあったり、じゃれあったり、いさかいがあったりといった対等・平等の関係から、次第に、立場の入れ替えをしながら、ふざけやからかわれる者が固定化し、支配・服従の関係ができてくる。
- (2) 中期においては、被害・加害者双方が周囲の反応や動向を気にしながら、加害者は仲間にいじめを示唆、命令する。また、いじめの隠蔽をしたりする。被害者は友達等の傍観的な態度を見て、いじめの訴えを諦めていく。ふざけやからかいが一層激しくなり、暴力行為が見られるようになる。
- (3) 後期においては、暴力行為の他に、金品をたかる、使い走り、万引きの強要等、ますます激しくなる。被害者は、心理的にも追い詰められ、耐えきれず「自殺や不登校、転校」等を考えるようになる。



2 学校における取組

(1) いじめを許さない学校・学級経営

ア 学校いじめ防止基本方針を策定する。

イ 校内いじめ対策委員会の設置

構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、養護教諭、生徒指導主任、特別支援教育部主任、教育相談部主任、就学相談委員会主任、その他必要に応じて関係職員や専門家を加える。

「校内いじめ対策委員会」は、その小委員会（生徒指導部会）を毎月1回、開催することを基本とする。なお、緊急に必要なときはこの限りではない。

「校内いじめ対策委員会」では、次のことを行う。

- (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) 関係機関、専門機関との連携
 - ・ いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）
 - ・ 「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」派遣要綱（令和元年5月29日）に依り、チームの派遣を要請することもある。
- (4) いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときにその原因がいじめにあるかどうかの判定
- (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進
- (9) その他必要な事項

ウ いじめの未然防止

いじめは人権問題であり人間として絶対許されないという強い認識を持ち、人権尊重を基盤とした学校・学級経営に努める。また、いじめ問題は、ケースによっては犯罪行為となる場合もあることを認識し、解決に向けて毅然とした態度で臨むことが必要である。

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に学校全体で対応する。
- (2) 日常の教育活動等を通じ、コミュニケーションを大切に児童生徒の理解に努め、深い信頼関係を築く。
- (3) 揺るぎない善悪判断の基準、確固たる社会規範のもと、正義の行き渡る集団を形成していく。
- (4) 児童生徒の相談事や悩み事はいつでも聴く姿勢を示し、どんな些細なことでも気軽に相談でき、受け止める環境を構築する。
- (5) いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての教職員間の共通理解を図る。
- (6) 人権侵害を見抜く力や児童生徒が発しているサインを見逃さない鋭い人権感覚を持って、学校・学級経営に当たる。
- (7) 学校生活や教育活動において児童生徒が、成就感、達成感、満足感を持てるよう、取組内容を充実させる。
- (8) 教職員の資質能力の向上、人権意識の高揚を図る校内研修等の取組を推進する。
- (9) いじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、地域住民の理解と信頼を構築するよう努力する。

エ 適切な教育指導

いじめは人権問題であり人間として絶対許されない行為という強い認識を持ち、人権尊重を基盤とした学校・学級経営に努める。また、いじめ問題は、ケースによっては犯罪行為となる場合もあることを認識し、解決に向けて毅然とした態度で臨むことが必要である。

- (1) 学校教育全体を通して、個を大切にし、お互いを思いやり、尊重するところを育て、自分や人の生命や人権を大切にする道徳教育や心の教育を充実させる。
- (2) はやし立てたり傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されない行為であることの認識を徹底する。
- (3) いじめを大人に伝えることは、いじめ防止につながる行為であるという認識を徹底する。
- (4) それぞれの指導・活動場面において、いじめに係わる問題に関する指導を徹底する。
- (5) 児童生徒への教職員の言動及び対応にかかわっては、当該児童生徒を傷つけたり、他児童生徒によるいじめを助長したりすることのないように細心の注意を払う。
- (6) 児童生徒への幅広い生活体験や社会性のかん養、豊かな情操を培う活動を積極的に推進する。特別活動・学校行事、(児童会・生徒会)活動、(部活動)等を通して、好ましい人間関係の構築、連帯感の高揚を図る。
- (7) 指導方法の工夫改善に努め、一人一人の児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を醸成する。

オ 家庭・地域社会との連携

家庭・地域社会との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。また、地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育み、子どもたちに地域から見守られているという安心感をもたせるようにする。

- (1) いじめへの対処方針、指導計画等の情報は日頃から積極的に公表し、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、保護者等の理解や緊密な連携協力を図る。
- (2) 日常的に子どもの様子等について情報を交流する等、家庭との連絡、連携を図るとともに、
- (3) 「いじめの問題」については大小に関わらず、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、相互に情報交換し、適切な連携を図る。
- (3) いじめに関して寄せられる情報に対し誠意ある対応に心がけ、保護者からの訴えには謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組む。
- (4) 学校と保護者や地域代表との意見交換の機会の設定、PTAと学校との連絡協議の場を確保する。
- (5) 「いじめは重大な人権侵害である」という認識に立ち、いじめ問題について理解や協力を得るために、学習会や研修会、リーフレット配布やキャンペーン等を実施するなど、いじめ防止啓発活動に取り組む。
- (6) 保護者と子どもの共同体験の機会や、家庭の教育機能の充実が図れるよう支援していく。
- (7) インターネットや携帯電話等を使うルールづくり等、家庭内での話し合いや指導の重要性について理解と協力を得られるように努める。

(2) いじめの早期発見

ア 早期発見

日常の教育活動・学校生活等において人間的な関わりを通し、個々の児童生徒の良さを見つけ、認め、伸ばすことを大切にし、児童生徒との深い信頼関係を築く。

(1) 鋭い人権意識を持って、日常的な行動観察を行う。

- ・教師は気づきの力を磨くとともに、日ごろから、児童生徒の生活実態の把握に努め、チェックリストなども活用し、児童生徒が発する危険信号を見逃さない。
- ・児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に注意し、種々の問題行動の奥にいじめが潜んでいないか留意する。(訴えの強弱や主張の隔たりに左右されず客観的に対応)

(2) 生活ノートや日記等を活用する。

- ・児童生徒の生活ノートや日記により、児童生徒の生活状況や気持ちの理解に努める。

(3) アンケート・生活実態調査、個人懇談等を実施する。

- ・定期的な実施により、個々の悩みや困っていること等の実態把握に努め、問題を発見したときには、いち早く対応する。

(4) 教育相談機能を充実する。

- ・学校内の専門家(養護教諭、SC等)との連携及び学校等による相談機能を充実させ、児童生徒の悩み並びに保護者の悩みを積極的に受け止める体制を整える。

(5) 子ども、保護者、地域からの訴えを謙虚に受け止める。

- ・児童生徒に関しての情報交換を日常的に行う。

イ 早期対応

(1) 校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、いかなる時も教職員は、一人で抱え込むことなく、校内いじめ対策委員会を中心に、学校全体で組織的に対応する。

(2) 事実関係の把握は、複数の者で正確かつ迅速に行う。

(3) 事実関係の聴き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。

(4) 聴取や把握の内容、対応の経過等の記録をとり、教育委員会への報告・連絡・相談を円滑に行い、緊密な連携を図る。

(5) 保護者、関係機関等と適切な連携を図る。

(6) 保護者からの訴えを受けた場合、まずは謙虚に耳を傾ける。

(7) いじめ事象が発覚した際には、個人情報の取扱い等に留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすよう対応する。

(3) いじめへの具体的対応

ア いじめへの対応

本人との信頼関係を構築することが基本

(1) 安全確保、訴えへの傾聴、全力で守り通す姿勢で対応し安心感を与える。

(心のケア、親身の対応、秘密厳守)

(2) いじめが解決したと見られる場合でも、十分な注意と必要な指導を継続する。

(3) 自尊感情の向上、自己肯定感、自己理解、課題克服、自立への支援、人間関係の改善実に向け支援する。

(4) 就学すべき学校の指定変更、区域外通学の認可措置については、保護者の希望に応じて配慮する。

イ 被害者の保護者への対応

- (1) 保護者の不安、怒りを真摯に受け止め、教師と保護者のいじめに対する認識のズレにより、問題を複雑化しないようにする。
- (2) いじめの事実を正確に伝え、被害者を絶対に守るという学校の姿勢を示し、取組方針を具体的に伝え理解を得る。
- (3) 学校への要望や批判を謙虚に受け止め、改善が図れるように努める。
- (4) 家庭との連絡を密にする。

ウ いじめ加害者への指導・措置

- (1) 言い逃れを許さず、事実確認を行い、事実をきちんと認識させる。
- (2) 被害者のつらさ、心の傷に気付かせながらねばり強く指導する。
- (3) いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることを理解させ、きちんと謝罪させる。
- (4) 一定期間、特別の指導計画による指導を行う。
- (5) 場合によっては、出席停止の措置、警察への告発、関係機関との協力等、毅然とした対応をする。

エ 加害者の保護者への対応

- (1) 自分の子どもが起こした問題についての理解が得られるように、いじめの事実を冷静かつ正確に伝え、学校の取組方針を伝える。
- (2) いじめは絶対に許されるものではないという毅然とした姿勢で臨む。
- (3) 保護者としての責任の果たし方について学校も協力して考え、本人の立ち直りを目指す。
- (4) 自分の子どもの責任を十分認識させ、被害者に適切な対応をするように促す。

オ いじめ観衆・傍観者への対応

- (1) 状況聴取の上、いじめの有無を確認し、他人事ではなく自分の問題として自覚させる。
- (2) いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることの徹底した指導を行うとともに、教師の毅然とした姿勢を示す。
- (3) 観衆（いじめを強化する存在）・傍観者（いじめを支持する存在）も加害者と同様との認識に気づかせる。
- (4) いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- (5) 情報提供した児童生徒が、その後、情報元を特定されそのことを責められたり、次のいじめの対象とならないように、堅く秘密を守る。

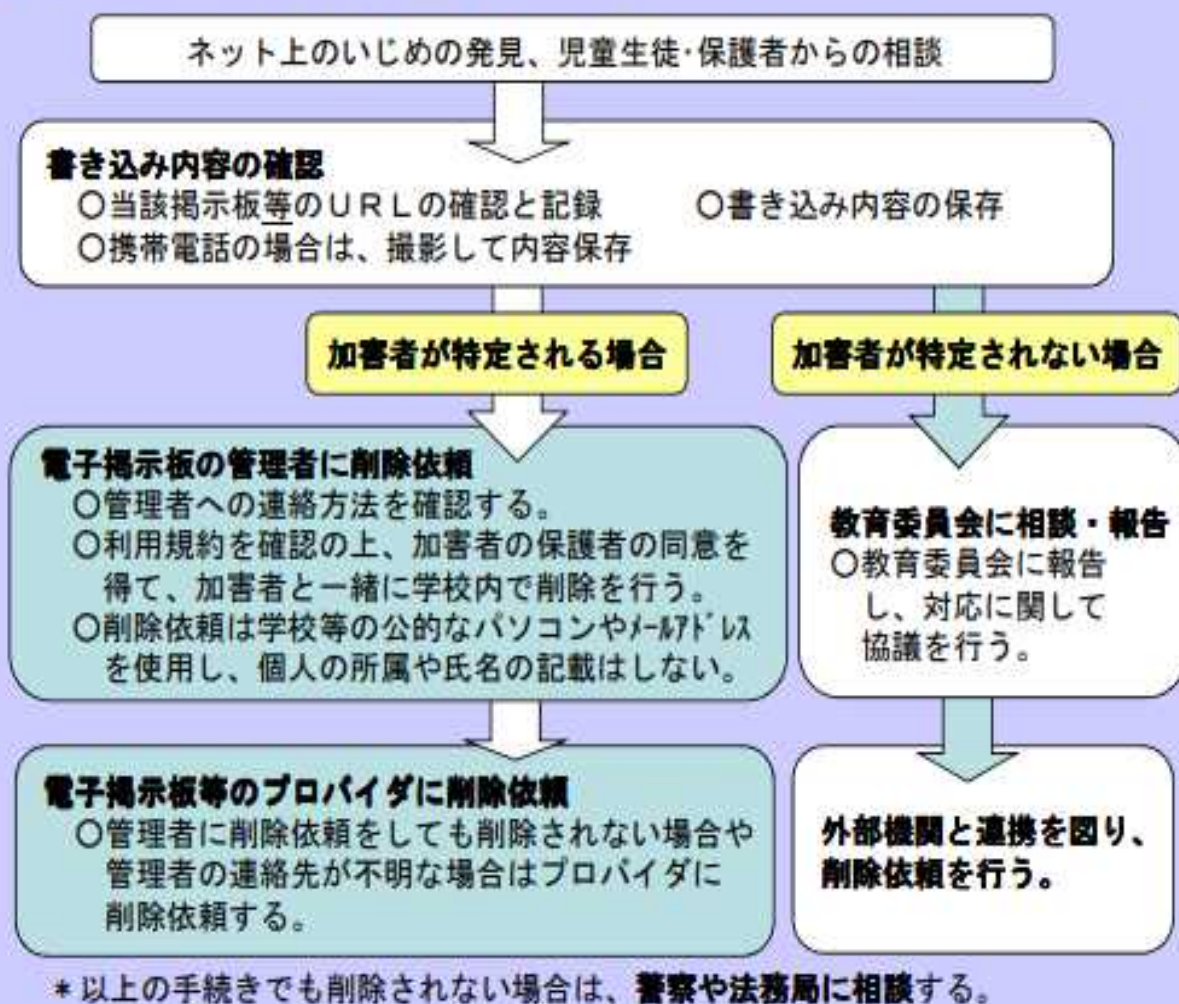
カ ネット上のいじめ対応

「ネット上のいじめ」の特徴

- (1) 不特定多数の者から特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、被害が短期間に深刻なものとなる。
- (2) インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、簡単に加害者にも被害者にもなってしまう。
- (3) 情報の収集や加工が容易にできることから、個人情報や画像がインターネットを通じて流出し、悪用されやすい。

- (4) 一度流出した情報は、回収することが困難となり、不特定多数のものからアクセスされる危険性がある。
- (5) 保護者や教師など周囲の大人が、子どもの携帯電話等の利用状況を把握できず、そのためパスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメール等を利用したいじめについては、より大人の目に触れにくいいため、発見は極めて難しく、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

◇電子掲示板等への誹謗・中傷等への対応



電子掲示板等での被害を防ぐために 児童生徒への指導のポイント

- 1 電子掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことはいじめであり、決して許される行為ではないことをしっかりと認識させる。
- 2 書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙される場合もあることや、電子掲示板への書き込みが原因で傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあることを認識させる。
- 3 電子掲示板を含めインターネットを利用する際、利用のマナーを厳守することを指導する。

< 4 つ の 観 点 >

- ①理解促進・実態把握
- ②情報モラル教育の充実とルールの徹底
- ③未然防止・早期発見・早期対応
- ④いじめられた子ども等へのケア

1 家庭では

- (1) 携帯電話やインターネットのメディア特性等をしっかり学び理解を深める。
- (2) 子どもの携帯電話やインターネットの利用状況を把握する。
- (3) 携帯電話の必要性・危険性についてしっかり話し合う。持たせる場合は家庭内のルールを決め徹底する。フィルタリングの設定をする。

2 学校では

- (1) 携帯電話やインターネットのメディア特性等をしっかり学び理解を深める。
- (2) 子どもの携帯電話やインターネットの利用状況を把握する。
- (3) 情報モラルの指導をより一層充実する。
- (4) 基本、学校には持ち込まないことも含め、学校での携帯電話の取り扱いに関するルールを策定し徹底する。
- (5) 家庭に対し、情報モラルについてしっかり話し合うことを啓発する。

3 未然防止・早期発見・早期対応

- (1) 子どもが発する危険信号に十分留意し、把握するように努め、未然防止・早期発見のため、学校、保護者、地域の方々が連携を図り、学校非公式サイト等の巡回・閲覧活動に協力、実施していくことが重要である。
- (2) 学校は、誹謗・中傷を発見した場合には、被害児童生徒や保護者に対して迅速かつ適切に対応する。被害児童生徒へのきめ細やかなケアを保護者と連携して行うとともに、日頃から校内の相談体制の整備を図る。

4 京田辺市教育委員会との連携

「京田辺市いじめ防止基本方針」 4 京田辺市教育委員会における取組による。

5 いじめ防止等のための組織の設置

「京田辺市いじめ防止基本方針」 5 いじめ防止等のための組織の設置による。

6 重大事案への対処

(1) 重大事態の発見と調査

ポイント

- ◆学校の解決を超えた事象（警察に被害届が提出されるケース等）は、警察等関係機関との連携をしっかりとる。
- ◆被害者、加害者を含めた児童生徒に対する心のケアを行う。

1 重大事態の発見と調査

(1) 重大事態の意味（法第28条第1項）

- ア 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」（児童等が自殺を企図した場合等）
- イ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」
（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。）

(2) 重大事態の報告

- ア 学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。
- イ 教育委員会から市長等に重大事態の発生を報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

以下のような場合には教育委員会において調査を実施する。

- ア 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童等又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合。
- イ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

(4) 調査を行うための組織

- ア 学校が調査主体となる場合「校内いじめ対策委員会」とする。
- イ 教育委員会が調査主体となる場合「京田辺市いじめ防止対策推進委員会」とする。

(5) 調査の実施

ア 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を事象に応じ、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ いじめられた児童等からの聴き取り

- ・いじめられた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査
- ・当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査についての協議を行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報の提供を行うとともに教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適に提供するものとする。

イ 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より教育委員会に報告し、教育委員会を通じて）、市長に報告する。なお、説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとする。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

1 再調査

市長は、教育委員会又は小中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、組織を設置する等の方法により再調査を行うことができる。

この再調査等においては、当該重大事態の状況及び調査委員会等による調査結果を踏まえた調査方法等を決定の上、適切に調査を行うものとする。

また、市長は、再調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報十分配慮し、適切に提供するものとする。

2 再調査の結果を踏まえた措置等

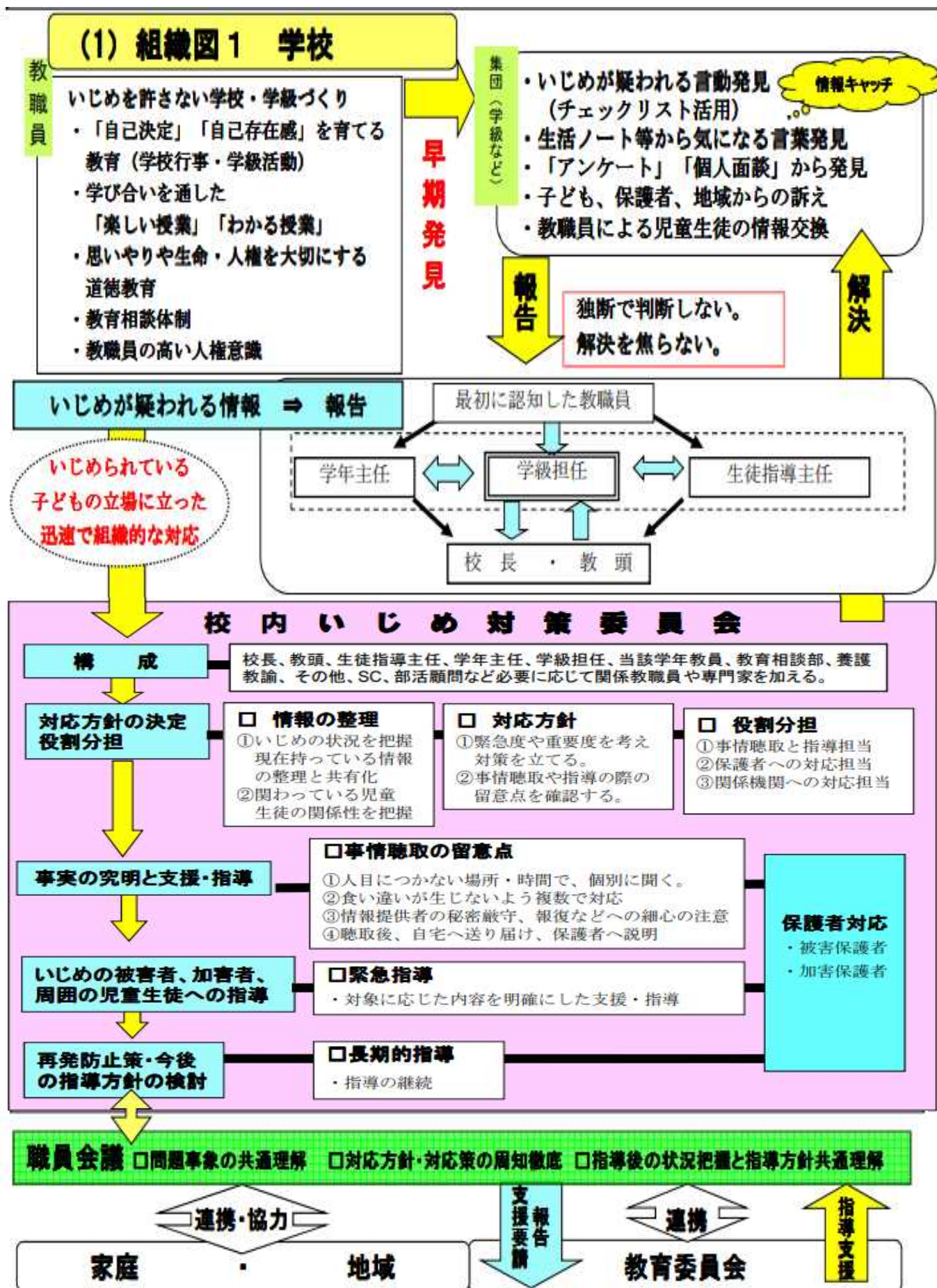
市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。（法第30条第5項）

3 いじめを受けた児童生徒及びその保護者への再調査に係る情報提供

再調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係とその他の必要な情報について説明を行う。

4 再調査結果への議会への報告

市長は、再調査の結果について、議会に報告する。（法第30条第3項）



早期発見チェックポイント

登校時・朝の会

- ◇ 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校が増える。
- ◇ 浮かぬ顔、泣いたりしていつもと様子がちがう。
- ◇ 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- ◇ 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- ◇ 持ち物の紛失が目立ったり、落書きされていたりする。
- ◇ 忘れ物が多くなり、学習意欲の低下が見られる。
- ◇ 特定の子の机、椅子、カバンなどが壊されたり散乱したりしている。
- ◇ 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- ◇ 学用品の破損、教科書、ノート、机などに落書きがある。
- ◇ 席を替えられている。

授業中

- ◇ 一人遅れて教室に入ってくる。
- ◇ 頭痛、腹痛、吐き気を頻繁に訴える。
- ◇ 保健室によく行くようになる。
- ◇ グループ分けで孤立しがちである。
- ◇ 授業中、誤答に対して皮肉や笑いが繰り返起こったり、正解に対して冷やかし、どよめきがあったりする。
- ◇ その子を褒めると嘲笑が起きたり、しらけたりする。
- ◇ 成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
- ◇ その子の隣に誰も座りたがらない。
- ◇ 宿題や提出物の提出が遅れる。

休憩時

- ◇ 用事がないのに職員室の様子を伺ったり、うろうろしたりする。
- ◇ 休み時間、一人でトイレに閉じこもったり、教室や図書室に一人でポツンとしている。
- ◇ 今まで一緒だったグループから外れている。
- ◇ グループのメンバーでないのに、トイレや空き部屋から一緒に出てきたりする。

給食時

- ◇ 同じグループなのに机を寄せて席を作ろうとしない。
- ◇ その子どもが配膳すると嫌がられる。
- ◇ 食べ物へのいたずら（盛り付けをしない、わずかの盛り付け、極端に多く盛り付け）
- ◇ 食欲が無い。
- ◇ 黙ってうつむいて食事している。

清掃時

- ◇ その子どもの机や椅子だけが放置されている。
- ◇ その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- ◇ みんなの嫌がる分担をいつもしている。
- ◇ 一人離れて掃除している。
- ◇ 目の前にごみを捨てられる。

放課後

- ◇ さっと下校する。またはいつまでも残っている。
- ◇ 玄関や校門付近で不安そうな顔でおどおどしている。
- ◇ みんなの持ち物を持たされている。
- ◇ 靴や傘など持ち物を紛失していたり、下駄箱にいたずらされる。
- ◇ 通常の通学路を通らずに帰宅する。

生活面全般

- ◇ 理由の分からない傷、こぶ、あざ、鼻血、怪我など、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と隠したりする。
- ◇ 人権を無視したあだ名（ばい菌、〇〇菌）が付けられしつこく言われる。
- ◇ 部活への参加を渋ったり、休みがちになったり、リーダーを突然やめたいと言い出す。
- ◇ 刃物など危険なものを所持している。
- ◇ 陰口、悪口が特定の子どもに集中する。
- ◇ 教師と視線をあわさない。話すとき不安そうな表情をする。
- ◇ 集金等の提出が遅れる。
- ◇ その子の椅子に誰も座らない。その子の椅子や机に触りたがらない。
- ◇ 服が破れたりボタンが取れたりしている。